

# 福岡県公報

平成 28 年 9 月 2 日  
第 3 8 2 3 号

## 目 次

### 告 示 (第671号 - 第675号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) ..... 3

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 平成28年度砂利採取業務主任者試験の実施 (工業保安課) ..... 4
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 5
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 6
- 平成28年度福岡県家畜講習会の開催 (畜 産 課) ..... 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....10
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) .....10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) .....10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) .....10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) .....11
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) .....11
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) .....12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....12

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....13
- 落札者等の公示 (情報政策課) .....13
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) .....13
- 平成28年度技能検定(後期)の実施 (職業能力開発課) .....14

### 公安委員会

- 教習指導員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) .....16
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) .....17
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) .....18
- 年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催 (警察本部生活保安課) .....18
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) .....19

### 正 誤

- 道路の区域の変更(平成28年2月福岡県告示第88号)中正誤 .....19

## 告 示

### 福岡県告示第671号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-----	------------	-----	---------------	---------------

南筑後	県道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市田脇196番6先ま で	2.1 ～ 29.8	7,554.0
			前	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市久々原1317番6先 まで	12.0 ～ 27.5	4,642.7
			前	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市久々原1317番6先 まで	6.9 ～ 31.0	4,653.3
			後	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市田脇196番6先ま で	2.1 ～ 29.8	7,554.0
			後	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市久々原1317番6先 まで	12.0 ～ 27.5	4,642.7

**福岡県告示第672号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 川 副 線	柳川市南浜武1200番1先から 柳川市南浜武1226番1先まで

**福岡県告示第673号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
田地介159	医療法人中山医院	田川郡添田町大字庄 890 - 5	H 28・7・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
直介160	天寿がん免疫クリニック	直方市新町一丁目4番地10号	H 28・7・1	訪看・居管・予訪看・予居管
福津介歯37	みやた歯科こども歯科クリニック	福津市日蒔野五丁目3-7	H 28・6・1	居管・予居管
大介歯220	原田歯科クリニック	大牟田市大字唐船 150 - 1	H 28・8・1	居管・予居管
田介歯94	こうざき歯科クリニック	田川市大字糺 2099 - 9	H 28・7・1	居管・予居管
遠介歯82	岡田歯科医院	遠賀郡遠賀町松の本一丁目4-11	H 28・4・1	居管・予居管
大野介薬79	ペリカン薬局ファミリーガーデン 大野城店	大野城市旭ヶ丘二丁目1番16号	H 28・7・1	居管・予居管

**福岡県告示第674号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関

から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田地介59	医療法人療社会松本病院	松本病院	田川郡川崎町大字川崎 1681 - 1	H 28・4・1
遠介訪1	社団法人遠賀中間医師会老人訪問看護ステーション	一般社団法人遠賀中間医師会 遠賀中間医師会訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町下二西二丁目1 - 33	H 26・4・1
糸島地居42	老人デイサービスセンター第二志摩園	デイサービスセンター第二志摩園	糸島市志摩初1 - 1 志摩町総合保健福祉センター	H 22・4・1
田川居199	医療法人療社会松本病院デイケア	松本病院デイケアセンター	田川郡川崎町大字川崎 1695 - 3	H 28・4・1

### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫居29	訪問看護ステーションペアレント	筑紫野市桜台二丁目18 - 14	筑紫野市大字筑紫 28 番地7	H 27・1・1
筑紫居4	ホームヘルプサービスペアレント	筑紫野市桜台二丁目18 - 14	筑紫野市大字筑紫 28 番地7	H 27・1・1
筑紫支9	介護計画サービスペアレント	筑紫野市桜台二丁目18 - 14	筑紫野市大字筑紫 28 番地7	H 27・1・1
飯居143	ヘルパーステーションいきいき	嘉麻市飯田 500 - 2	嘉麻市下山田 336	H 28・5・1
田居199	ジュエルヘルパーステーション	田川市大字夏吉 2974 - 1 中谷アパート1号室	田川郡福智町伊方 2594 番地5	H 27・4・1

田川居264	アイリスケアステーション	田川郡川崎町大字池尻 614 - 1	田川郡川崎町大字池尻 457 - 1	H 27・1・1
--------	--------------	--------------------	--------------------	----------

### 福岡県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

### 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津介11	桑原整形外科医院	福津市中央六丁目 10 - 5	H 28・5・6
田地介77	中山医院	田川郡添田町大字庄 890 - 5	H 19・8・31
直介159	天寿がん免疫クリニック	直方市新町一丁目 4 - 10	H 28・6・30
飯生介老2	社会保険二瀬病院 介護老人保健施設	飯塚市伊川字持田 1243 - 1	H 28・6・30
大川居51	はーと・なう訪問看護ステーション	大川市大字向島 1370 - 3	H 28・7・31
田川介訪1	社会保険田川病院訪問看護ステーション	田川郡川崎町大字池尻 595 - 1	H 28・6・30
飯介訪3	社会保険二瀬病院訪問看護ステーション	飯塚市伊川 1243 - 1	H 28・6・30
嘉麻介訪3	社会保険稲築病院訪問看護ステーション	嘉麻市口春 744 - 1	H 28・6・30
大支56	社会保険大牟田天領病院 ケアプランセンター	大牟田市天領町一丁目 100	H 28・6・30

大居111	社会保険大牟田天領病院 デイケアセンター	大牟田市天領町一丁目100	H 28・6・30
大居286	三宅病院通所介護ふれあ い倶楽部	大牟田市東新町二丁目1番地の 1	H 28・6・30
直支5	社会保険直方病院ケアプ ランセンター	直方市須崎町1-1	H 28・6・30
直介福2	特別養護老人ホーム 遠 賀野園	直方市感田行合浦 1545	H 28・5・31
直支38	拓ケアプランサービス	直方市大字上頓野 2458 - 5	H 28・7・31
直居137	株式会社拓	直方市大字上頓野 2458 - 5	H 28・7・31
飯支3	社会保険二瀬病院 ケア プランセンター	飯塚市伊川 1243 番地の 1	H 28・6・30
飯居9	社会保険二瀬病院ヘルパ ーステーション	飯塚市伊川 1243 - 1	H 28・6・30
嘉麻居68	社会保険稲築病院介護サ ービスセンター いなつ きデイケアセンター	嘉麻市口春 744 - 1	H 28・6・30
宰支18	ケアプランサービス鹿子 生	太宰府市五条三丁目4-14	H 28・3・1
嘉麻支7	社会保険稲築病院 ケア プランセンター	嘉麻市口春 744 - 1	H 28・6・30
嘉麻居27	社会保険稲築病院介護サ ービスセンター いなつ きヘルパーステーション	嘉麻市口春 744 - 1	H 28・6・30
田川支6	社会保険田川病院ケアプ ランセンター	田川郡川崎町池尻 595 - 1	H 28・6・30
田川居14	社会保険田川病院ヘルパ ーステーション	田川郡川崎町池尻 595 - 1	H 28・6・30

公 告

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町中原三丁目115番及び120番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫郡那珂川町中原六丁目7番5号  
井上 郁男

**公告**

平成28年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格  
特に制限はない。
- 2 試験
  - (1) 方法  
試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。  
ア 砂利の採取に関する法令  
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

- (2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成28年11月11日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

- 3 受験手続及び受付期間

- (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年

月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書1部

(イ) 受験票1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部の場合は205円、4部又は5部の場合は250円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成28年9月13日（火曜日）から同年10月17日（月曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成28年10月17日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成28年12月上旬までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

照会業務用端末装置等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から平成28年9月21日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
  - (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。
  - (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名

照会業務用端末装置等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成29年2月1日から平成34年1月31日までの間

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年10月12日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成28年9月2日（金曜日）から平成28年10月11日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成28年10月12日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成28年10月13日（木曜日）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for personal computers that are going to be used for inquiry, and peripheral devices for such computers

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on October 12, 2016

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext.2236)

#### 公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成28年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

#### 2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

#### 3 開催日時及び場所

日 時		場 所
平成28年10月13日 (木曜日)	午前9時00分 ～ 午後5時00分	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下1階4号会議室
平成28年10月14日 (金曜日)	〃	

#### 4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

#### 5 受講手続

(1) 受講希望者は家畜商講習会受講申込書1部に写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を貼付し、平成28年10月3日（月曜日）までに福岡県農林水産部畜産課（〒812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「畜産課」という。）に提出すること。

また、受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）は、領収証紙納付書に貼付の上、講習会第1日目の講習会場受付に提出すること。

(2) 講習会の受付は、講習会第1日目の午前8時30分から午前9時00分までの間に行う。

(3) 家畜商講習会受講申込書は、畜産課又は福岡県の農林事務所にて配付する。

#### 6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し提出すること。

#### 7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

#### 8 その他

(1) 受講者は、筆記用具を持参すること。

(2) 講習会用テキストは、当日受付であっせんする（実費3,400円程度）。

(3) 受講手続その他の問合せは、畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
八女市本村字筒川817番1から817番10まで、820番6、822番4、834番1、834番5及び836番6並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
八女郡広川町大字新代947番地12  
株式会社田中不動産  
代表取締役 田中 秀保

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字若江、 大字筑紫の各一部	平成28年8月12日から 平成29年3月24日まで

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人聖英福社会
  - (2) 代表者の氏名  
野口 元
  - (3) 主たる事務所の所在地  
筑後市大字長浜818番地1エバーグリーン2-C
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して障害者総合支援法・介護保険法に基づく事業を行うとともに、障害者及び高齢者が自立した生活を送るための経済的基盤づくりと地域で生活するために必要な支援を行う。

又、地域に対しては障害者への理解を深める取り組みを通して、地域福祉の向上に努め、福祉の増進と全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人すまいる

(2) 代表者の氏名

横溝 和彦

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市城島町西青木23番地

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、介護を必要とする者に対して、福祉用具と住宅改修を通じて快適な生活に関する事業を行い、介護を必要とする人達の快適に生活できることと、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、介護を必要とする者に対して、福祉用具と住宅改修を通じて快適な生活に関する事業を行い、介護を必要とする人達の快適に生活できることと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年8月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人きぬた

(2) 代表者の氏名

山崎 健一

(3) 主たる事務所の所在地

遠賀郡遠賀町松の本四丁目5番3号

(4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人の活動は、障がい者等（不登校・引きこもりを含む）や高齢者に対する理解を深める活動や当事者や家族が安心して日常生活がおくれるように援助することを目的とする。

(新)

この法人の活動は、乳幼児や障がい者等（不登校・引きこもりを含む）や高齢者に対する理解を深める活動や当事者や家族が安心して日常生活がおくれるように援助することを目的とする。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

免許台帳ファイリングデータ県間通信装置賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成28年8月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社 J E C C

(2) 住所

- 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
43,882,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成28年6月24日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称  
I Cカード免許証用追記装置賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日  
平成28年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社J E C C  
(2) 住所  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
44,977,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成28年6月24日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福岡市花見が浜二丁目2151番4及び2151番8から2151番16まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区大宮一丁目5番22-1号  
有限会社ライフベース  
取締役 迫野 正利

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町上府北二丁目882番1、883番1、884番1及び884番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区港二丁目3番25号  
博多港管理株式会社  
代表取締役 大原 剛毅

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市朝町字柴車1220番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
遠賀郡遠賀町大字木守1403番地 ミルデハイムA棟203号  
末延 隼人 末延 あゆみ

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市武丸字長浦896番32
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
直方市感田1902-1ブルーラグーン303  
中満 陵太

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子調達システムに係るソフトウェア等賃貸借 72か月
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年7月28日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N T Tファイナンス株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

184,190,112円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年6月17日

**公告**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失うので、公告する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 エチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルプタノアート及びその塩類
- (2) 化学名 N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (3) 化学名 3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プ

## ロパン-1-オン及びその塩類

## 2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第143号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

## 3 失効年月日

平成28年9月3日

## 4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

**公告**

平成28年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成28年9月2日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

## 2 等級別職種

## (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

## (2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作業）、製版（DTP作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

## (3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

## (4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,900円とする。

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成28年12月1日（木曜日）から平成29年2月12日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成28年11月24日（木曜日）に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	平成29年1月22日（日曜日）	
(イ) 3級 電気機器組立て、内燃機関組立て及び配管		
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上		

げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(イ) 1級及び2級

さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図

(ウ) 3級

時計修理、冷凍空調和機器施工及び機械・プラント製図

(エ) 単一等級

バルコニー施工

(ア) 1級及び2級

舞台機構調整

(ア) 1級及び2級

ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、自動ドア施工、電気製図及び塗装

(イ) 3級

機械加工、機械検査、プリント配線板製造、和裁、建築大工及び電気製図

(ウ) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

平成29年1月29日（日曜日）

平成29年2月1日（水曜日）

平成29年2月5日（日曜日）

福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成28年10月3日（月曜日）から同月14日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成28年10月14日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者発表

技能検定の合格者発表は、平成29年3月10日（金曜日）に福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行うとともに、福岡県ホームページに掲載する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3601）に対して行うこと。

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第239号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成28年9月2日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類  
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類  
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。  
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 3 審査の方法  
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成28年10月11日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知 識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成28年10月12日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで			
平成28年10月17日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技 能	福岡県久留米市大善寺南一丁目3番3号 大善寺自動車学校	大型・中型 大型特殊 大型二輪・普通二輪牽引 大型第二種 中型第二種
平成28年10月18日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市八幡西区自由ヶ丘2番2号 ドライビングスクール折尾	普通 普通第二種

5 審査の申請手続及び受付期間

## (1) 審査の申請手続

## ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許及び中型免許	14,950円
普通免許	11,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,400円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,750円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。  
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

## イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

## (2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成28年9月26日（月曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成28年9月26日（月曜日）までの消印があるものを有効とする。

## 6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811-1392  
所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号  
電話番号 092-566-2892

## 福岡県公安委員会告示第246号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年9月2日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時  
平成28年10月25日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所  
飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第247号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年9月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年10月20日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署

平成28年10月26日（水） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成28年10月27日（木） 午後1時30分～午後4時30分	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第248号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成28年9月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時  
平成28年11月3日（木）午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

## 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第249号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成28年9月2日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年11月4日(金) 午前9時00分～午後5時00分			

平成28年11月10日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成28年11月17日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年11月4日(金) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

## 3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正		誤	
					上	下						
28・2・2	3764	告示	88	3	○			表中	前	柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番 <sup>○</sup> 6先まで	前	柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番 <sup>●</sup> 1先まで
28・2・2	3764	告示	88	3	○			表中	前	柳川市大浜町821番1先から 柳川市久々原1317番 <sup>○</sup> 6先まで	前	柳川市大浜町821番1先から 柳川市七ツ家1317番 <sup>●●●</sup> 6先まで
28・2・2	3764	告示	88	3	○			表中	後	柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番 <sup>○</sup> 6先まで	後	柳川市大浜町821番1先から 柳川市田脇196番 <sup>●</sup> 1先まで
28・2・2	3764	告示	88	3	○			表中	後	柳川市大浜町821番1先から 柳川市久々原1317番 <sup>○</sup> 6先まで	後	柳川市大浜町821番1先から 柳川市七ツ家1317番 <sup>●●●</sup> 6先まで
28・2・2	3764	告示	88	3	○			表中	後	柳川市大浜町821番1先から 柳川市久々原1317番 <sup>○</sup> 6先	後	柳川市大浜町821番1先から 柳川市七ツ家1317番 <sup>●●●</sup> 6先